

9 洋上投票及び南極投票の事務処理について（抜粋）

総行管第296号

令和4年5月18日

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

総務省自治行政局選挙部長

第26回参議院議員通常選挙の洋上投票及び南極投票の事務処理については、下記事項に留意の上、遺漏のないよう万全の措置を講じられますようお願いいたします。（中略）

なお、貴都道府県内の市区町村の選挙管理委員会に対しても、この旨を通知するとともに、その周知に万全を期されますようお願いいたします。

記

第1 洋上投票に関する事項

1 指定市区町村の選挙管理委員会における公示日前の準備について

(1) 洋上投票の対象となる船舶等に関する事項

(略)

洋上投票ができる船員は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第7項において、選挙人で指定船舶等に乗って本邦以外の区域を航海する船員とされており、本邦を出航し本邦以外の区域を航海する指定船舶等に乘船する船員のほか、外国を出航する指定船舶等に乘船する船員についても対象となるものであること。

なお、船員から船長への洋上投票をしようとする旨の申出は出航前に限られるが、外国を出航する場合には、適切に投票送信用紙等の交付手続きができる限り（代理人による請求の場合にあっては、直ちに投票送信用紙等を船長に引き渡すことができる限り）、当該外国を出航する前までに申出をすることができることに留意すること。

(以下略)